

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第1回定例会追加議案の説明

(3)議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第72号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年3月16日

健康福祉局

議案第 72 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 175 号）
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 167 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 (1) に伴い、児童福祉施設の設置者は、施設における安全に関する事項についての計画の策定等を行わなければならないこととするもの
- (2) 上記 1 (1) に伴い、保育所に特有の設備及び児童の保育に直接従事する職員を、保育所を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができるとともに、保育所等の児童と児童発達支援センターの障害児を交流させることは、障害児の支援に直接従事する職員を、児童の保育に併せて従事させることができることとするもの
- (3) 上記 1 (2) に伴い、児童の移動のために自動車を運行するときは点呼等の方法により、児童の送迎のための自動車を日常的に運行するときは当該自動車に備えたブザー等の装置を用いることにより、児童の所在を確認しなければならないこととするもの
- (4) 上記 1 (3) に伴い、懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定を削除するもの

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2 (4) については、公布の日から施行

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第1条）新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第12条 削除</u></p> <p>※この部分のみ公布日施行</p> <p><u>附 則（令和5年●月●日条例第●●号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、 <u>公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第21条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p> <p>3 新条例第21条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第2条）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第3条 この条例で使用する用語の意義は、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で使用する用語の例による。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、川崎市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。</p> <p>(設備及び運営の水準の向上)</p> <p>第5条 児童福祉施設の設置者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはな</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第3条 この条例で使用する用語の意義は、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で使用する用語の例による。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、川崎市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。</p> <p>(設備及び運営の水準の向上)</p> <p>第5条 児童福祉施設の設置者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはな</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>(児童福祉施設の一般原則)</p>	<p>らない。</p> <p>(児童福祉施設の一般原則)</p>
<p>第6条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>	<p>第6条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>
<p>2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>
<p>3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p>
<p>4 児童福祉施設の設置者は、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>4 児童福祉施設の設置者は、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>
<p>5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>
<p>(職員の一般的要件)</p>	<p>(職員の一般的要件)</p>
<p>第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p>第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p>	<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p>
<p>第8条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>第8条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>	<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>
<p>第9条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置</p>	<p>第9条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置</p>

改正後	改正前
する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。	する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。 <u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、この限りでない。</u>
<u>2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u>	(新設)
(入所した者に対する平等取扱いの原則)	(入所した者に対する平等取扱いの原則)
第10条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	第10条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
<u>(業務継続計画の策定等)</u>	
<u>第12条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第13条第3項及び第21条の2において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条、第13条第2項及び第21条第1項において同じ。）の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	第12条 削除
<u>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>	(新設)
<u>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u>	(新設)

改正後	改正前
<p>第12条の2 <u>障害児入所施設等</u>の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下<u>この条において</u>「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第12条の2 <u>障害児入所施設及び児童発達支援センター</u>（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第21条の2において「障害児入所施設等」という。）の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下_____「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(衛生管理等)</p>	<p style="text-align: center;">(衛生管理等)</p>
<p>第13条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第13条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u>よう努めなければならない。</p>	<p>2 児童福祉施設（<u>障害児入所施設等を除く。第21条第1項において同じ。</u>）の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p>
<p>3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>

改正後	改正前
(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
(食事)	(食事)
第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、可能な限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜(し)好を考慮しなければならない。	2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、可能な限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜(し)好を考慮しなければならない。
3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。	3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
4 児童福祉施設の設置者は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	4 児童福祉施設の設置者は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
(入所者及び職員の健康診断)	(入所者及び職員の健康診断)
第15条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準	第15条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準

改正後	改正前								
<p>じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td style="padding: 5px;">入所時の健康診断</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童が通学する学校における健康診断</td><td style="padding: 5px;">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。 (給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）</p>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td style="padding: 5px;">入所時の健康診断</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">児童が通学する学校における健康診断</td><td style="padding: 5px;">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。 (給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）</p>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断								
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断								
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断								
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断								

改正後	改正前
<p>をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p>(規程)</p>	<p>をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p>(規程)</p>
<p>第17条 児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要な事項について、規程を設けなければならない。</p>	<p>第17条 児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要な事項について、規程を設けなければならない。</p>
<p>2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他保育所の運営に関する重要な事項</p> <p>(帳簿の整備)</p>	<p>2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他保育所の運営に関する重要な事項</p> <p>(帳簿の整備)</p>
<p>第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>

改正後	改正前
第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応等)	2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応等)
第20条 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	第20条 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。	2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。	4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第21条 児童福祉施設においては、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	第21条 児童福祉施設においては、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。	2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。
第21条の2 障害児入所施設等の設置者は、消防設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非	第21条の2 障害児入所施設等の設置者は、消防設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非

改正後	改正前
<p>常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p>	<p>常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p>
<p>2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。</p>	<p>2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。</p>
<p>3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
<p>(安全計画の策定等)</p>	
<p><u>第21条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第21条の4 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>2 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p> <p>（事故防止の対策等）</p> <p>第22条 児童福祉施設の設置者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>（事故防止の対策等）</p> <p>第22条 児童福祉施設の設置者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第10章 福祉型児童発達支援センター (設備の基準)</p> <p>第78条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</p> <p>(2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル</p>	<p style="text-align: center;">第10章 福祉型児童発達支援センター (設備の基準)</p> <p>第78条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</p> <p>(2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル</p>

改正後	改正前
<p>以上とすること。</p> <p>(3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</p> <p>(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</p> <p>(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p>	<p>以上とすること。</p> <p>(3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</p> <p>(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</p> <p>(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けすることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p>

改正後	改正前
(4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員	(4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員	(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員
2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。	4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。
(1) 第1項に規定する職員	(1) 第1項に規定する職員
(2) 言語聴覚士	(2) 言語聴覚士
5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、	6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、

改正後	改正前
おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。	おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。
7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
(1) 嘴託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員	(1) 嘴託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員
8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘴託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘴託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。	9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。
10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等 <u>(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第84条第2項において同じ。)</u> に (新設)	

改正後	改正前
<p><u>入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	
<p>(保護者等との連絡)</p>	
<p>第80条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ、当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と緊密な連絡を保ち、児童の生活指導について協力を求めなければならない。</p>	<p>(保護者等との連絡)</p> <p>第80条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ、当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と緊密な連絡を保ち、児童の生活指導について協力を求めなければならない。</p>
<p>(入所した児童に対する健康診断)</p>	
<p>第81条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。</p>	<p>(入所した児童に対する健康診断)</p> <p>第81条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。</p>
<p>(準用)</p>	
<p>第82条 第68条第1項及び第70条の規定は福祉型児童発達支援センターについて、第72条の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第82条 第68条第1項及び第70条の規定は福祉型児童発達支援センターについて、第72条の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ準用する。</p>
<p>第11章 医療型児童発達支援センター</p>	
<p>(設備の基準)</p>	
<p>第83条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。</p>	<p>(1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。</p>
<p>(2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</p>	<p>(2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</p>
<p>(職員)</p>	
<p>第84条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければ</p>	<p>第84条 医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>(1) 医療法に規定する診療所として必要な職員 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護師 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者</p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 医療法に規定する診療所として必要な職員 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護師 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者</p>
<p>2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(入所した児童に対する健康診断)</p> <p>第85条 医療型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第68条第1項、第70条及び第80条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する乳児院（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の寝室の面積は、第27条第2号の規定にかかわらず、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とする。</p>	<p>(入所した児童に対する健康診断)</p> <p>第85条 医療型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第68条第1項、第70条及び第80条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する乳児院（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の寝室の面積は、第27条第2号の規定にかかわらず、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とする。</p>

改正後	改正前
3 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の母子室の面積は、第37条第3号の規定にかかわらず、おおむね1人につき3.3平方メートル以上とする。	3 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の母子室の面積は、第37条第3号の規定にかかわらず、おおむね1人につき3.3平方メートル以上とする。
4 この条例の施行の際現に存する児童養護施設（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の児童の居室の1室の定員及びその面積は、第57条第2号の規定にかかわらず、15人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。	4 この条例の施行の際現に存する児童養護施設（平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の児童の居室の1室の定員及びその面積は、第57条第2号の規定にかかわらず、15人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。
5 この条例の施行の際現に存する保育所で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに設置された乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるもの（施行日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）の乳児室又はほふく室の面積について第45条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。	5 この条例の施行の際現に存する保育所で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに設置された乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるもの（施行日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）の乳児室又はほふく室の面積について第45条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。
6 第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。 <u>ただし、4人未満の乳児を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	6 <u>4人以上の乳児を入所させる保育所に係る</u> 第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
（保育所の職員配置に係る特例）	（保育所の職員配置に係る特例）
7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、	7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、

改正後	改正前
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならぬ。	市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならぬ。
8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。	8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。	9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第47条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。	10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第47条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則（令和5年●月●日条例第●●号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第21条の3（保育所に係るものと除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあ

改正後	改正前
<p><u>るの</u>は「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</p>	
<p>3 新条例第21条の4第2項の規定にかかわらず、保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターの設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</p>	